

令和6年度の保健事業実績について

令和7年11月5日

健康づくり推進協議会

«健診»

特定健康診査（特定健診）とは

平成20年度より実施されているメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診のこと。

保険者に義務づけられている。

40歳から74歳の人に対して、生活改善指導（特定保健指導）を行う対象者を抽出するために実施する。

協会けんぽでは、「生活習慣病予防健診」「事業者健診」「被扶養者の特定健診」の3つの健診に分かれている。

1. 生活習慣病予防健診受診率の向上

○令和6年度事業計画

- 委託健診機関のない地域を中心に、生活習慣病予防健診が実施できる医療機関と契約締結を図る。
- 2023年度からの自己負担の軽減に加え、2024年度からの付加健診の対象年齢拡大に関する広報を積極的に行うとともに、関係団体と連携し受診勧奨等の取組を推進する。
- 市町村や商工会、健診実施機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- 新規適用事業所、任意継続被保険者に対して、対象者を印字した健診対象者一覧表を速やかに送付し、受診を促す。また、過去3年間のうち一度も生活習慣病予防健診を受診していない被保険者に対し、個別に受診勧奨を実施する。
- コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」や健康情報誌等を配布し、受診勧奨を行う。

○ KPI：生活習慣病予防健診の実施率を72.1%以上とする。

(40-74歳実施見込者数：73,980人、対象者数102,607人)

令和6年度 目標	令和6年度 受診者数	令和6年度 実施率	目標達成度	令和5年度 実施率	R6-R5
72.1%	78,870件	73.7%	102%	79.0%	▲5.3%

※令和6年度被保険者対象者数：106,993人（令和7年3月末日）

○令和6年度取組内容・結果

- 委託健診機関の拡大を図るため3機関に訪問勧奨および電話勧奨を行った。うち1機関と契約締結に向け準備中。他2機関は資料を基に生活習慣病予防健診について説明したが、人員不足等の理由により現在検討中のため、早期の契約は困難な状況。
- 健診実施機関の協力のもと、市町村や商工会等と連携し、集団健診を実施した。
- 市町村や商工会等と連携した集団健診について、更なる保健事業の充実（自己負担軽減、付加健診の対象年齢拡大）の内容を含めた広報を行い、受診勧奨を行った。受診事業所数は61件、勧奨後受診者数は13人増加した。
- 新規適用事業所宛健診案内 549件、任意継続新規加入者案内を 528件発送し、受診勧奨を行った。
- 3か年未受診の被保険者の自宅へ生活習慣病予防健診の受診勧奨文書を送付した。（14,828件）
- 健康宣言事業所に対して、年4回の情報誌（計4,001 件）の送付や年1回の事業所カルテ等の送付（1,110件）により、加入者の健康意識啓発を行った。
- 集合バス健診及び受診勧奨結果

集合バス健診日数	(R6) 36日 - (R5) 34日 = 2日
受診勧奨事業所数	(R6) 10,035 - (R5) 10,078 = ▲43事業所
勧奨後受診事業所数	(R6) 939 - (R5) 878 = 61事業所
勧奨後受診者数	(R6) 2,536 - (R5) 2,523 = 13人

2. 事業者健診データ取得率の向上

○令和6年度事業計画

- 事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会などで案内文の配付を行う。
- 同意書未取得の事業所へ文書や電話等により提出勧奨を行う。
- 同意書を取得している事業所分について、健診実施機関に対してデータの提出期限を設定し健診推進経費を活用することにより早期かつ確実なデータ取得を図る。

O K P I : 事業者健診データの取得率を3.6%以上とする。（取得見込者数：3,694人、対象者数102,607人）

令和6年度 目標	令和6年度 取得数	令和6年度 取得率	目標達成度	令和5年度 取得率	R6-R5
3.6%	2,541件	2.4%	67%	2.7%	▲0.3%

※令和6年度被保険者対象者数：106,993人（令和7年3月末日）

○令和6年度取組内容・結果

- 取得件数は、2,541となった。（事業者健診から生活習慣病予防健診に切り替えをする事業所が増加していることが、目標達成に至らない主な要因となっている。）
- 提供依頼書未取得の事業所304件を対象とし、外部委託により提供依頼書取得等の業務を行った。30件の提供依頼書を取得したが、有効な提供依頼書は4件であった。また、紙媒体結果票557名分（うち再取得323名分）ほか支部で取得した健診結果票のデータ作成についても外部委託し、合計983件の健診結果データを作成した。
- 健診実施機関へのデータ作成契約勧奨を行い、1健診実施機関と作成委託契約を締結した。
- 提供依頼書取得済の事業所について、健診推進経費を活用し健診翌月から3か月以内にデータを提出した健診実施機関へ1件当たり200円（税込）支払う覚書を29機関と締結し、9機関へ674件分の支払いを行った。

3. 特定健診受診率（被扶養者）の向上

○令和6年度事業計画

- オプショナル測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査の実施会場・実施回数を拡大し、受診行動につなげていく。また、健診実施機関へは健診推進経費を活用することにより、受診者数増加を図る。
- 次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、受診勧奨を行う。
- 市町村における「がん検診」との同時実施等を推進し、実施率の向上を図る。
- 新規加入の被扶養者に対し、速やかに受診券等を送付し受診を促す。

○KPI：特定健康診査の実施率を42.1%以上とする。（実施見込者数：1,0760人 対象者数25,557人）

令和6年度 目標	令和6年度 受診数	令和6年度 実施率	目標達成度	令和5年度 実施率	R6-R5
42.1%	9,517件	41.7%	99%	41.4%	+0.3%

※令和6年度被扶養者対象者数：22,796人（令和7年3月末日）

○令和6年度取組内容・結果

- 大型商業施設を利用したオプショナル測定付き健診「まちかど健診※」については2会場、日数は9日間、富士吉田市で「ミニまちかど健診」を1日間実施し、670名が受診した。また、受診率の低い市町を対象としたオプショナル測定付き健診「ミニまちかど健診」を、甲府市、富士河口湖町で各1日、都留市、富士吉田市、上野原市で各2日実施し、134名が受診した。
- 来年度40歳になる被扶養者に対し、勧奨通知およびリーフレットを発送した。（601件）
- 新規扶養加入者に対し、受診券・健診案内を発送し受診勧奨を行った。（3,278件）
- その他、協定を締結している甲府市、富士吉田市と連携し、受診もれのないよう市の集団健診の日程を広報し受診勧奨を行った。

※まちかど健診

年度末の未受診者対策を目的とし、人が集まりやすいと思われる大型商業施設内のホールに健診会場を設営し、“手軽に受けられる健診”をコンセプトに「まちかど健診」として平成30年度から実施している。

併せて令和4年度からは、オプション測定付き「ミニまちかど健診」を受診率の低い市町で実施している。

会 場	日 程	勧奨者数	受診者数
ラザウォーク甲斐双葉 (2Fラザホール)	令和7年3月10日（月）～3月14日（金）	20,702件 (山梨県内在住の未受診者へ発送) ※東京支部加入、山梨県内在住者含む	273名
イオンモール甲府昭和 (3Fイオンホール)	令和7年2月25日（火）～2月28日（金）		303名
富士吉田市民会館	令和7年3月18日（火）		94名
山梨県JA会館	令和6年12月20日（金）	695件	15名
都留市まちづくり交流センター	令和6年12月25日(水)・令和7年1月17日(金)	1,100件	42名
上野原市文化ホール	令和6年12月23日(月)・令和7年1月31日(金)	506件	30名
ホテルレジーナ河口湖	令和7年1月16日（木）	2,355件	20名
富士吉田市民会館	令和6年12月19日(木)・令和7年1月15日(水)		27名

«特定保健指導»

特定保健指導とは

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした保健指導のこと。

保険者に義務づけられている。

特定健診を受けた結果で対象者となった40歳から74歳の人に対して生活改善指導（初回面接を行い、3か月以降に改善状況を評価）を行う。

4. 被保険者の特定保健指導実施率の向上

○令和6年度事業計画

- 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に訪問や電話による保健指導の利用勧奨を行う。
- 特定保健指導の質を確保した上で健診実施機関等への外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率向上に繋がるよう保健指導案内等の送付時を利用し、実施勧奨を行う。
- 事業所での集団健診や生活習慣病予防健診以外の特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、健診日に特定保健指導を実施する。

○ KPI：被保険者の特定保健指導の実施率を24.9%以上とする。（実施見込み者数 3,915人）

【実施結果：被保険者の特定保健指導の実施率 28.9% 実施者数 4,585人】

	R6目標（件）			R6実績（件）			目標到達度（%）			R5実績（件）			R6-R5（件）		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	3,560	1,842	5,402	3,358	2,598	5,956	94%	141%	110%	3,899	1,737	5,636	▲541	+861	+320
評価	2,580	1,335	3,915	2,726	1,859	4,585	106%	139%	117%	2,320	1,373	3,693	+406	+486	+892

○令和6年度取組内容・結果

- 特定保健指導の利用案内及び指導機会の確保における標準モデル（実施責任支部の明確化した特定保健指導対象者全員への利用案内モデル）に基づき、これまでの支部における特定保健指導の利用案内業務を見直した。特定保健指導の利用案内率の向上、訪問決定率が高まる案内方法への変更（日付・時間入りでの案内、回答用紙レイアウトの見直し、案内後の電話勧奨の徹底等）、アウトソースを活用した事務の効率化等を図った。
- 経年的に特定保健指導の利用率が低い事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に支部長や保健グループ職員等が訪問等による利用勧奨を行った。
- また、支部全体の実績に対して影響度が大きい総合工事業及び機械器具製造業の関係団体 ((一社)山梨県建設業協会、(一社)山梨県機械電子工業会) と連携を図り、連名でポスターを作成し会員事業所に送付した。ポスターの構成は、業態の健康課題を踏まえた特定保健指導の利用勧奨及び要医療と判断された方への医療機関の受診勧奨とした。
- 外部委託については、県内の特定保健指導受託健診機関と日頃より連携を図り、情報交換しながら顔が見える関係性の構築に努めた。また、健診機関において健診当日に初回面談を実施できる体制を確保すべく、何度も繰り返して訪問するなど粘り強く交渉を進め、委託実績向上・新規契約につなげた。（2機関と新規契約）
- 健康宣言事業所に対し、保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時に勧奨を実施した。
- 生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、3事業所の特殊健診日に特定保健指導を実施した。

5. 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

○令和6年度事業計画

- 被扶養者を対象とした商業施設等を利用しての健診実施日に健診機関と連携して特定保健指導を行う。

○ K P I : 被扶養者の特定保健指導の実施率を14.2%以上とする。（実施見込み者数：131人）

【実施結果：被扶養者の特定保健指導の実施率 7.7 % 被扶養者実施者数 65人】

	R 6 目標（件）			R 6 実績（件）			目標到達度 (%)			R 5 実績（件）			R 6 - R 5 （件）		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	120	40	160	12	33	45	10%	83%	28%	67	32	99	▲55	+1	▲54
評価	97	34	131	39	26	65	40%	77%	50%	47	30	77	▲8	▲4	▲12

毎月後日の案内を行っているものの個別の申し込み実績は伸び悩む。

商業施設等でのまちかど健診時の健診機関における保健指導の実施ができなかつたことで、実績が低迷した。

○令和6年度取組内容・結果

- 健診結果に基づき、特定保健指導の利用券を送付 757名。
- 自治体主催の結果説明会で保健指導（1町）を実施。
- 1市と連携し、市のイベントと併せての特定保健指導の実施を計画し案内送付するも申し込みなし。

6. 特定保健指導対象者減への取組

○令和6年度事業計画

- 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、評価体制の見直しに基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な指導のために備えるべき要素等のスキルアップに向けた研修を計画的に実施する。
- 外部委託によるICTを組み合わせた保健指導の更なる拡大により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- 特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を行う。
- 支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせた、より質の高い保健指導を実施する。

○令和6年度取組内容・結果

- 年6回の支部内研修会を実施。保健指導者が研修の企画立案から主体的に携わることで、研修会に積極的に参画できるよう調整を図った。成果が求められる第4期特定保健指導に対応すべく、グループワークや講義等を通して、アウトカム評価可能な目標設定を導き出し、行動変容を促す効果の高い保健指導を実施するためのスキルアップを図った。
- 12月に保健指導委託機関及び支部保健指導者を対象とした特定保健指導従事者合同研修会を開催。事例を通じたリフレクション等を通じて特定保健指導に携わる専門職全体のスキルアップに取り組んだ。
- 令和5年度より引き続き、外部の保健指導専門機関に積極的支援初回面談後の継続的な支援を委託した。
- 新たに検診車における生活習慣病予防健診の当日に、遠隔による初回面談分割実施業務を保健指導専門機関に委託した。

«重症化予防事業»

○未受診者の受診勧奨事業

血圧、血糖、脂質に関する検査値が要治療域と判定されながら、医療機関を受診していない35歳以上75歳未満の加入者に対し、文書や電話により受診勧奨を行う事業。

一次勧奨対象者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)	LDL
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

二次勧奨対象者

①	収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
	180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上

- ② 一次勧奨該当基準（血圧・血糖・LDL）のうち、2つ以上に該当する者

なお、令和6年4月健診受診者より、空腹時血糖及びHbA1cが基準値に該当し、かつ、尿蛋白が+以上の者に対しては、尿蛋白陽性を放置することのリスク等についても伝えることとなった。

○糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医と連携した改善指導を行う事業。

7. 未受診者への受診勧奨事業

○令和6年度事業計画

- 健康意識が高い健診当日から一次勧奨までの間に健診機関からの0次勧奨（パンフレット手交等）及び契約保健師による電話勧奨を実施する。
- 支部による未治療者への二次勧奨として、外部専門機関への委託による文書勧奨と契約保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、より効果的に実施する。
- 新たに対象者に加わる特定健診受診の被扶養者や事業所健診データ取得者等の未治療者への受診勧奨について、手法等を検討する。
- 事業主や健診担当者に対して医療機関への受診勧奨のための環境整備及び支援体制の構築を働きかけていく。

○ K P I : 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする。

【 実施結果 : 令和5年度健診受診分の医療機関受診率 35.1% ← 令和4年度 31.3 % 】

○令和6年度取組内容・結果

- 健診当日の健診機関による効果的な受診勧奨を目的として、山梨県福祉保健部健康増進課と連名で高血圧に関する情報発信や受診を勧める内容のポスター及びパンフレットを作成。生活習慣病予防健診実施機関の協力を得て、健康意識が高い健診当日に受診を促した。
- 被扶養者や事業者健診データ取得者に対し、支部からの文書による二次勧奨を実施することとし、令和6年4月健診受診者分より勧奨を実施した。また、令和7年度の被扶養者向けの健診年次案内に、新たに受診勧奨に関する案内を同封した。
- 健康宣言事業所を対象として「健診後の取組（受診勧奨等）に関するアンケート」を実施。アンケートの集計結果及び事業所の取り組み事例をフィードバックした。また、集計結果を令和7年度の事業計画に反映させ、「健診結果を活かした健康経営取組支援を目的としたパンフレット及びポスターの作成」を立案した。

【受診結果】

対象者9,924人中、受診者数 3,484人 受診率 35.1%

(R5.4月～R6.3月健診受診者への文書・電話勧奨)

本部による一次（文書）勧奨の実施

⇒ 送付実施者数：6,915人

支部による二次勧奨の実施（一次勧奨の未治療者）

⇒ 文書勧奨：6,067人（送付実施者数）

⇒ 電話勧奨：2,453人（協会けんぽ 2,398人、健診機関 55人）

8. 糖尿病性腎症重症化予防事業

○令和6度事業計画

- 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。
⇒ 糖尿病性腎症に係る重症化予防のための健康相談予定実施人数：7人
- 糖尿病重症化予防事業の実施拡大に向け、医師会や医療機関等の団体と連携して事業を進めていく。

○令和6年度取組内容・結果

- 実施案内送付数：73人
- 新規保健指導実施者：2人
山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに73の方に保健指導案内を送付。2名の方より参加希望があり、主治医より指示書の提供を受けて、1名は8月から3月にかけて保健指導並びに支援を実施。1名は初回面接のみ実施。
- 平成30年度に策定された「山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」が見直されることとなり、案の段階から山梨県福祉保健部国保援護課と連携を図り、対象者基準等（糖尿病の疑い者含む）について意見するなど、令和7年3月改定された「山梨県糖尿病重症化予防プログラム」の改定に関与した。

«コラボヘルス（健康宣言事業）事業»

コラボヘルス（健康宣言事業）とは

- ・健康宣言は、事業所全体で、具体的な目標を掲げて健康づくりに取り組むことを事業主に宣言いただき、その宣言内容に応じた取組を協会がサポート・フォローアップする仕組となっており、事業主と協会とが協働・連携（コラボヘルス）することによって、加入者の健康の保持・増進を図っていく取組を行う。
- ・健康宣言を行った事業所（健康宣言事業所）では、従業員の健診受診率100%に向けた働きかけや、就業時間内に特定保健指導を受けられる環境整備等に取り組んでいただいている。

9. コラボヘルス（健康宣言事業）の推進

○令和6年度事業計画（抜粋）

- 健康保険委員委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による健康宣言の勧奨を行う。
- 健康経営を支援・推進する団体（協力事業者）との連携により、健康宣言事業所の拡大を図る。
- 健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくり講座を開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策）の推進をサポートする。
- メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

○KPI：1,010社以上

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標との差
1,010社以上	1,138社	128社（目標達成）

○令和6年度取組内容・結果

- 健康宣言事業所及び健康保険委員委嘱事業所の拡大を図るため、外部委託による文書及び電話勧奨を実施した。
- 宣言事業所に対し、年4回健康情報冊子および各種情報提供物を送付した。
- 健康課題の抽出、健康づくりの参考資料として事業所の健康度見える化した「事業所（業態別）カルテ」を送付した。
- 令和7年3月に山梨産業保健総合支援センターと山梨障害者職業センターと連携し、オンラインメンタルヘルスセミナーを実施した。
< 視聴回数：約350回 >

○課題・令和7年度の取組

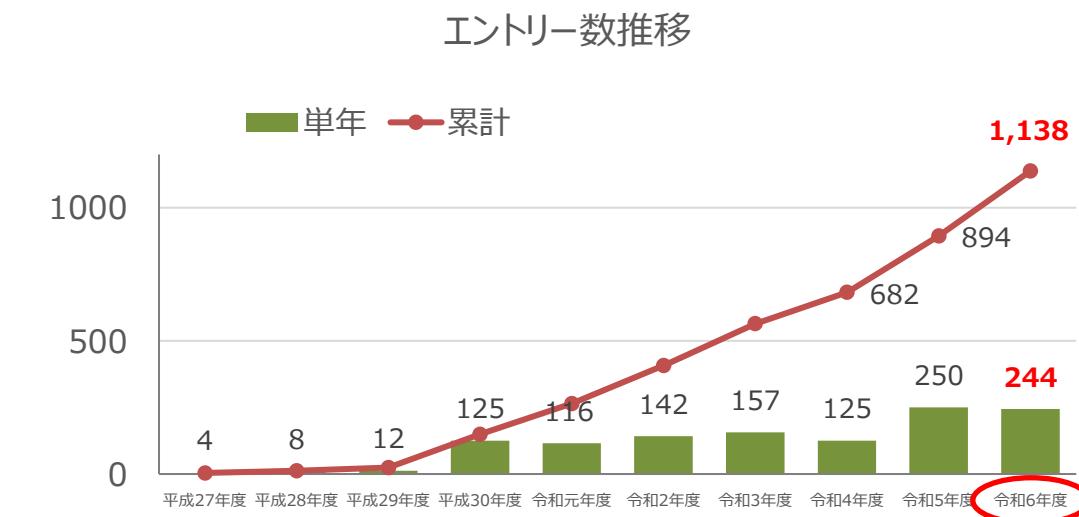
<健康宣言事業所のエントリー数拡大>

- 今年度目標（データヘルス計画）は「1,150社以上」
- 「やまなし健康経営優良企業」との連携（周知、セミナー等）
- 外部委託による文書、電話勧奨（約2,000件）
- 業種別関係団体（運輸業等）との連携強化

<健康宣言事業所への支援・健康経営度の向上>

- 協力事業者との連携による支援体制の拡充
- 「事業所（業態別）カルテ」などを活用した情報提供や訪問説明
- 「オンラインメンタルヘルスセミナー」の開催や山梨産業保健総合支援センターと連携した出前講座の実施などのメンタルヘルス対策

	エントリー事業所数	
	(単年)	(累計)
平成27年度	4社	4社
平成28年度	8社	12社
平成29年度	12社	24社
平成30年度	125社	149社
令和元年度	116社	265社
令和2年度	142社	407社
令和3年度	157社	564社
令和4年度	125社	682社 ^{※1}
令和5年度	250社	894社 ^{※2}
令和6年度	244社	1,138社



『参考：健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）』

プライト500を含む認定事業所数：119社

※ 山梨支部加入事業所（「目指そう！健康事業所」エントリー事業所）

※1：共済組合への移行や廃業により、累計から7件のマイナスとなる。

※2：健康宣言内容を更新されない事業所の登録解除や廃業により、累計から38件のマイナスとなる。

«インセンティブ制度»

インセンティブ制度とは

- ・事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。
- ・全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブが付与される。

10. インセンティブ（報奨金）制度の実施及び検証

○令和6年度事業計画 (KPI 設定なし)

- 令和3年度までの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新とともに、制度の仕組みや現状、加入者等が実践すべき行動等を示すなど表記を見直す。
- 評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組みを強化する。
- 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

○令和5年度結果（確定実績まで）

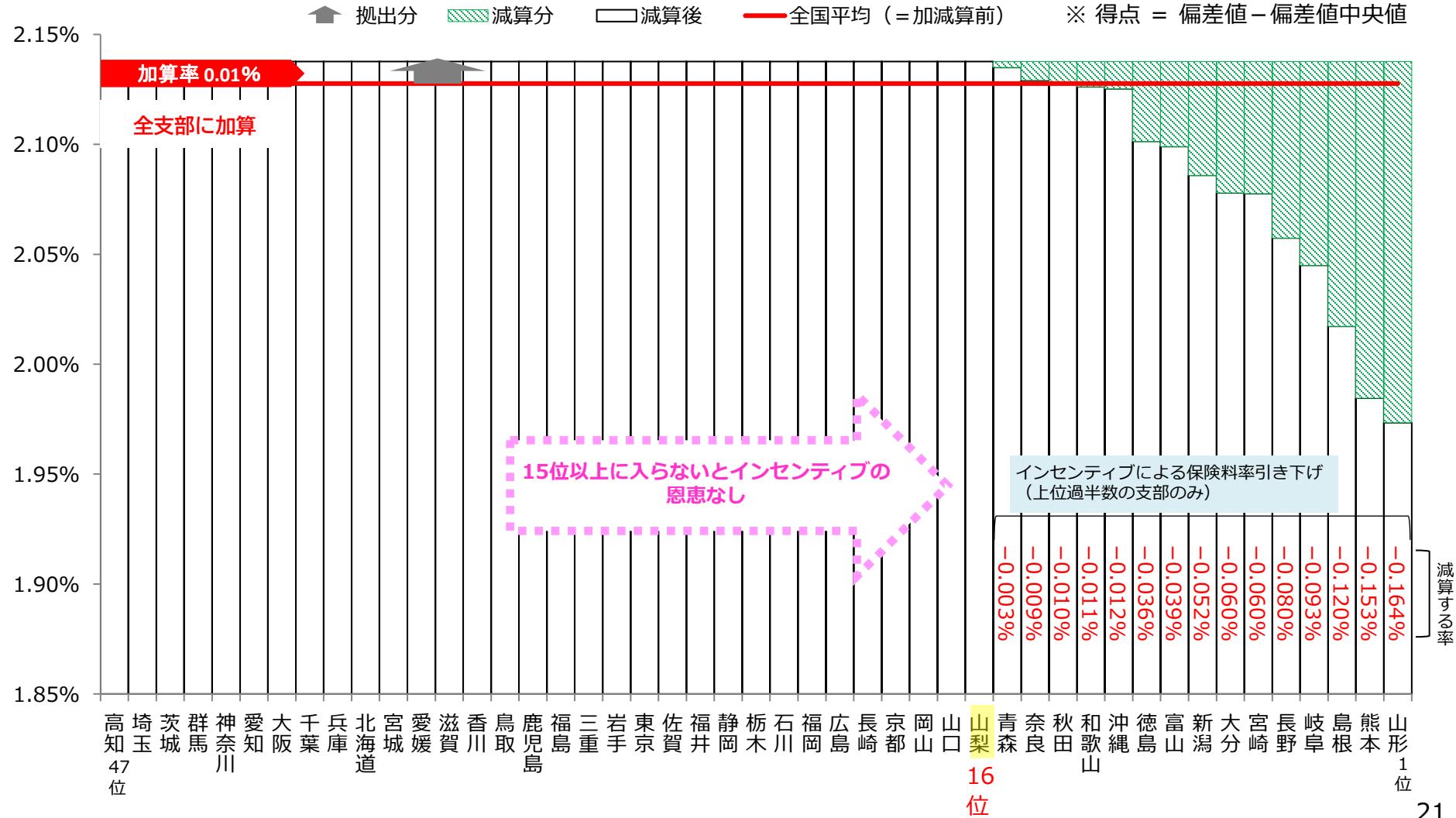
令和4年度実績（確定値）					令和5年度実績（確定値）					インセンティブ（報奨金）付与	財源拠出
44位					16位					なし	0.01% (令和7年度の 保険料率に反映)
指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤		
10位	42位	39位	47位	35位	7位	14位	35位	8位	34位		

指標① 特定健診等の受診率	10位 → 7位
指標② 特定保健指導の実施率	42位 → 14位
指標③ 特定保健指導対象者の減少率	39位 → 35位
指標④ 要治療者の医療機関受診率	47位 → 8位
指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	35位 → 34位

■ インセンティブ付与の仕組み・・・(報奨金イメージ)

令和5年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【令和5年度実績評価 ⇒ 令和7年度保険料率へ反映】



制度趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、インセンティブ（報奨金）を付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%※を盛り込む。
(※) 協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間で段階的に導入する。
平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元～2年度の実績（令和3～4年度保険料率）：0.007% ⇒
令和3年度以降の実績（令和5年度以降の保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】